

指定施設の範囲について

施設の範囲については、児童福祉法施行規則第5条の3に規定する施設とするが、具体的には、以下の1～3のとおり。

1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設 (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条)

- 地域保健法の規定により設置される保健所
 - 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
 - 医療法に規定する病院及び診療所
 - 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
 - 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
 - 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
 - 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設※1
- ※1：参考資料1「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援基発0703第1号）別添1の2参照

2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設（上記1に掲げる施設を除く。）（精神保健福祉士法施行規則第2条）

3.

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。))をいう。以下同じ。))に対してサービスを提供する部署に限る。)
- 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター※2
- 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設※2
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会※2
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所※2
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター※2
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター※2
- 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設※2
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター※2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター※2
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設※2・※3

※2：精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

※3：参考資料2「指定施設における業務の範囲等について」(平成23年8月5日厚生労働省告示第277号及び同日付障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)2・3参照

3. 上記1、2に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設※4

※4：参考資料3「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」（平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

1 参照

- 児童福祉法に規定する保育所
- 都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）
- 放課後児童健全育成事業を行う事業所
- 一次預かり事業を行う事業所
- 小規模住居型児童養育事業を行う事業所
- 家庭的保育事業を行う事業所
- 小規模保育事業を行う事業所
- 居宅訪問型保育事業を行う事業所
- 事業所内保育事業を行う事業所
- 病児保育事業を行う事業所
- 親子関係形成支援事業を行う事業所及び一時保護施設
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭生活向上事業を行う事業所
- 父子家庭生活 向上事業を行う事業所及び寡婦生活向上事業を行う事業所
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- 「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」に基づきヤングケアラー支援体制強化事業を行う事業所
- 都道府県 及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）とする。